

## 附 則

1 この改正会規は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成八年四月一日から施行する。

2 この会規施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

1、施行日は平成八年四月一日からである。

2、会規施行の際現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお従前の例による。

報酬金の額が、増加しているので、特に注意が必要である。

また、平成八年三月三十一迄に受任中の事件について、引き続き上訴審を受任する場合の上訴審の着手金・報酬金も旧会規の例によるものである。何故ならば、旧会規によって着手金を算定しており、最終審の報酬金のみを受ける（旧会規三条二項）とすれば、その報酬金を改正会規で算定することには合理的理由がなく許されないと解すべきであり、翻って、上訴審の着手金も旧会規によって算定すべきことと解すべきだからである。

改正前会規施行中に一審の手続が進行していた事件でも、新会規施行後新たに、上訴審を受任した場合は、新会規によることは当然である。

また、旧会規に従って受任した弁護士が存在する事件に、新会規施行後、新たに、代理人として受任した場合も、新会規施行後受任した者は新会規により算定することとなる。